

仁淀川流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「仁淀川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、仁淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 本協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。

3 本会議を進めていくにあたり、その他の仁淀川流域内関係自治体についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

4 協議会には、構成員の他、各機関の取組を支援するため、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

（1） 仁淀川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

（2） 河川に関する対策、流域に関する対策及び避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

（3） 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

（4） その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第6条 協議会の庶務を行うため、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所調査課及び高知県土木部河川課に事務局を置く。

（雑則）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 8 条 本規約は、令和 2 年 8 月 6 日から施行する。
本規約は、令和 2 年 11 月 26 日に改正する。
本規約は、令和 3 年 2 月 8 日に改正する。